このページは、視覚障害のあるかたなどで、音声読み上げソフトを使って閲覧される方のために、図、表、写真等の使用を控えて作成したページです。省略した図、表、写真、その他の内容の詳細は、所管課へお問い合わせください。

豊川市一般廃棄物処理基本計画改訂版（案）

令和7年 月

豊川市

目次

第1編 共通

第1章　総論

第1節　計画策定の目的

第2節　計画の位置付け

第3節　計画期間

第4節　計画対象区域

第5節　計画の範囲

第6節　上位計画における「ごみ」及び「生活排水」の関連事項

第7節　広域化計画

第2編 ごみ処理基本計画

第1章　ごみ処理の状況

第1節　ごみの分別区分及びごみ処理フロー

第2節　ごみ排出量の実績及びごみの性状

第3節　収集運搬

第4節　中間処理

第5節　最終処分

第6節　ごみ処理経費

第2章　ごみ処理の評価

第1節　分別区分の評価

第2節　廃棄物処理システムによる比較評価

第3節　数値目標の評価

第3章　ごみ処理の課題

第4章　ごみ排出量の見込み

第1節　人口推計

第2節　ごみ排出量の推計結果

第5章　具体的な取り組み（食品ロス削減推進計画）

第6章　ごみ処理の基本計画

第1節　分別計画

第2節　収集・運搬計画

第3節　中間処理計画

第4節　最終処分計画

第5節　ごみの処理施設の整備に関する事項

第6節　その他ごみの処理に関し必要な事項

第3編 生活排水処理基本計画

第1章　基本方針

第2章　生活排水処理の現況

第1節　生活排水処理の体系

第2節　生活排水の排出状況

第3章　生活排水処理基本計画

第1節　計画の目標

第2節　生活排水処理施設の計画

第4章　生活排水処理区域及び人口等

第5章　し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

第1節　収集・運搬計画

第2節　し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

第3節　その他の計画

第1編　共通

第1章 総論

第1節　計画策定の目的

廃棄物処理は公衆衛生の向上から公害問題と生活環境の保全、循環型社会の形成、循環型経済社会へと時代によってその主な目的の範囲を拡大してきました。それに対応して長年、法制度の整備が進められてきました。

国では循環型社会の形成と推進のため、循環型社会形成推進基本法をはじめとし、廃棄物適正処理のための廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、リサイクルの推進のための資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）、個別物品の特性に応じた規制など様々な法の整備を行ってきました。

また、ここ数年は食品ロスの削減やプラスチックごみへの対応という新たな問題も挙げられており、廃棄物処理は量だけでなく、その質の変化も求められています。

豊川市（以下「本市」という。）では、令和2年3月に、令和11年度までの10年間の計画（以下「現行計画」という。）を策定し、ごみの排出抑制や資源化の推進など資源循環の取り組みを推進してきました。

しかしながら、令和6年度に中間目標年度を迎えるとともに、現行計画策定中に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）や、その後策定されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）への対応が必要となっています。

さらに、現行計画の上位計画である本市の環境基本計画が令和7年3月に中間見直しを行っており、この趣旨に沿った内容とする必要もあります。

これらを踏まえ、ごみの発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めること、さらに、4Rの取り組みを継続しながら、新たな分別・再資源化への取り組みを推進し、ごみ量の削減と資源化を促進するため現行計画の中間見直しを行うとともに、食品ロス削減推進法において策定が努力義務化されている食品ロス削減推進計画についても盛り込むこととします。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により策定するものです。本計画の策定に当たっては、廃棄物処理法に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、本市の総合計画や環境基本計画、その他関連計画と整合を図ります。なお、具体的事項については、本計画に基づき、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画において定めるものとします。

第3節 計画期間

本計画の中間見直しにおいて、上位計画である本市の環境基本計画の目標年度との整合を図るため、計画の目標年度を令和12年（2030年）度までに延長します。

なお、毎年計画の進捗状況を調査・評価するとともに、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合、見直しを行うものとします。

第4節 計画対象区域

本計画は豊川市全域を対象区域とします。

第5節 計画の範囲

本計画は本市で発生する「ごみ」及び「生活排水」を対象とし、排出抑制のほか、収集・運搬、処分・資源化の処理すべてを範囲として策定します。

第6節 上位計画における「ごみ」及び「生活排水」の関連事項

本市の上位計画を以下に整理します。

１「第6次　豊川市総合計画[基本計画改訂版]（2016年度から2025年度まで）」

計画期間は、平成28年度から令和7年度まで

総人口は、令和2年は182,671人、令和7年は183,107人、令和12年は182,734人

「ごみ」について

施策は「ごみの適正処理の推進」

将来目標は「ごみの減量と資源化が進み、適正で持続可能なごみ処理が行われているまち」

「主な手段と事業例」

主な手段1　適正なごみ処理方法の普及啓発

事業例は、市民参加型清掃活動の推進、ごみ減量のための情報提供、ごみ分別マニュアルの作成、食品ロスの削減の推進

主な手段2　ごみ処理施設の効率的運用

事業例は、可燃ごみの減量、焼却施設の長寿命化、焼却灰処分の民間委託への移行

主な手段3　資源循環型社会形成の推進

事業例は、資源化品目の拡充、刈草剪定枝堆肥化施設の受入拡大および堆肥、チップの利用促進、有価物回収団体への支援、ごみの再生利用及び再利用の推進

主な手段4　ごみ処理経費の節減

事業例は、焼却施設の広域化、民間処理事業者の活用、排出者の適正負担

主な手段5　ごみ出しの利便性の向上

事業例は、ごみの収集方法、手続きの柔軟化

ごみの適正処理の推進の表を説明します。

指標1　市民1人1日当たりのごみ排出量について、実績値の平成26年度値は1,042グラム、目標値の令和6年度値は887グラムでした。

指標2　市民1人1日当たりごみ排出量のうち、家庭ごみ排出量について、実績値の平成26年度値は604グラム、目標値の令和6年度値は508グラムでした。

指標3　資源化率について、実績値の平成26年度値は27.0パーセント、目標値の令和6年度値は26.8パーセントでした。

「生活排水」について

施策は「生活排水対策の推進」

将来目標は「生活排水が適正に処理され、河川などの水環境が保全されているまち」

「主な手段と事業例」

主な手段1　生活排水の適正処理の普及

事業例は、市内の主要河川の水質調査、合併浄化槽設置への支援、生活排水対策の啓発

主な手段2　公共下水道施設の整備と維持管理

事業例は、公共下水道施設の整備、公共下水道施設の長寿命化、下水道事業への公営企業会計制度の導入

生活排水の適正処理の推進の表を説明します。

指標1　公共下水道の普及率について、実績値の平成26年3月31日の値は74.8パーセント、目標値の令和6年3月31日の値は86.5パーセントでした。

２「豊川市環境基本計画2020改訂版」

目標年度は、令和12年度

「ごみ」について

将来像は、「環境行動都市　とよかわ　一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちを目指して」

環境目標3は「資源を大切にするまち」

目標達成に向けた方針は、

方針1　豊かな水資源を有効に利用する

市の豊かな水資源を有効に活用しつつ、後世に残していきます。

方針2　4Rを推進して、資源化とごみ減量を進める

資源化を推進し、ごみとして処理せざるを得ないものを減らしていきます。

方針3　ごみを適正に処理する

ごみ処理施設の維持管理に努め、ごみを適正に処理していきます。

第1章　「取組みの方向性」について

2　4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）に積極的に取り組みます。

本市では、4Rの推進に取り組んでおり、今後もこの取組を推進します。市民1人1日あたりごみ排出量は減少傾向にあるものの県内市平均を上回っており、更なる対策が必要です。循環型社会の形成に向けて、ごみとして処理しているものの資源化について重点的に取り組みます。

3　計画的なごみ処理体制の維持・充実を図ります。

廃棄物処理機能を維持するため、施設の延命化や安定稼働を図っており、引き続き計画的なごみ処理体制の維持・充実を図ります。

第2章　「環境指標とモニタリング指標」について

環境指標とモニタリング指標の表を説明します。

環境指標3-1　市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量について、現状値（2023年度）は、市民1人1日あたり577グラムです。目標値（2030年度）は、市民1人1日あたり500グラムと設定します。

環境指標3-2　ごみの資源化率について、現状値（2023年度）は、23.6パーセントです。目標値（2030年度）は、26.0パーセント以上と設定します。

モニタリング指標3-3　ごみ処理対策の市民満足度について、現状値（2023年度）は、76.0パーセントです。目標値（2030年度）は、80.0パーセントと設定します。

モニタリング指標3-4　「水道水の安全・安定供給」市民満足度について、現状値（2023年度）は、85.2パーセントです。目標値（2030年度）は、85.0パーセントと設定します。

方針2　4Rを推進して資源化とごみ減量を進める

取組B　リフューズ(断る)・リデュース（減らす）の推進

施策B-1　ごみ減量の推進

「とよかわ食品ロス・トリプルゼロ」事業の推進、食品ロス削減推進計画の策定、生ごみ処理機購入の補助、生ごみひとしぼり運動の実施（水きり方法の啓発、水切りグッズの配布等）、食品ロス削減のため、協定先と連携した小学校への出前講座の講師派遣

取組C　リユース(再使用)の推進

施策C-1　再使用の推進

地域情報サイト「ジモティー」の利用啓発、粗大ごみから再使用可能な良品を選別し、地域情報サイト「ジモティー」へ出品、子育て応援「リユース市」の開催

取組D　リサイクル（再生利用）の推進

施策D-1　再生利用の推進

プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの資源化に向けた情報収集・研究、行政による資源の分別収集の実施と再生利用の推進、一般家庭からの廃食用油のリサイクル事業の推進、小型家電リサイクルの推進、市民団体による有価物回収事業補助金制度の実施、資源・ごみ分別アプリ「さんあーる」、地域情報サイト「ジモティー」やイベント等による4Rの啓発

方針3　ごみを適正に処理する

取組E　適正なごみ処理の推進

施策E-1　ごみの適正処理の推進

ごみカレンダー、資源・分別アプリ「さんあーる」の多言語化、市民の利便性向上のためのごみや資源の受入施設の開場日時の統一化の検討、ごみ運搬車両の有料貸出（車両手配できない市民への対応）、資源等持ち去り及びポイ捨て防止のため、監視パトロールの実施、野焼きの適正な指導・啓発（法律違反行為であることの周知等）、事業系ごみの適正な処理について指導・啓発、不法投棄防止のためのパトロール実施と、県や事業者と連携した監視体制の維持

取組F　ごみ処理体制の充実

施策F-1　ごみ処理体制の維持

ごみ処理施設の適正な維持管理の継続、東三河ごみ焼却施設広域化計画に基づく施設統合に向けた蒲郡市との調整

「生活排水」について

環境目標4　社会の変化に適応し安心して暮らせるまち

方針2　公害の不安なく暮らすことのできるまちをつくる

取組C　水・大気・土壌等の基盤の汚染防止

施策C-1　水質の調査・監視及び汚濁防止の指導・啓発

河川や海域の水質調査の定期的な実施と結果の公表、下水道整備計画に基づく公共下水道の整備推進、下水道整備地域での未接続世帯の速やかな接続の働きかけ、汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進、市民、事業者による河川・水路の水質保全、環境美化等の活動支援、生活排水対策に関する出前講座の実施

第7節 広域化計画

広域化を実施する東三河ブロックの既設焼却施設はそれぞれ建設年度が異なりますが、「東三河ごみ焼却施設広域化計画　平成24年度から令和13年度まで（令和5年3月中間見直し）（以下「現行広域化計画」という。）」では、現行広域化計画の終期に新城市・北設地区で集約化、次期広域化計画期間（令和14年度以降）の早期に蒲郡市・本市で集約化を目指し、東三河ブロック内2体制（2施設）の構築を図ります。

また、2体制を実現した以降、東三河ブロック内1体制（1施設）の構築については、東三河ブロック内の廃棄物処理の実情や社会情勢を踏まえて、適宜検討します。

「ポイント」

ポイント1　豊川市の1・3号炉（ストーカ炉）、5・6号炉（溶融炉）は、計画期間内は継続使用が可能である。

ポイント2　蒲郡市の焼却施設は、計画期間内は継続使用が可能である。

ポイント3　新城市の焼却施設は、計画期間の終期に更新する必要がある。

ポイント4　北設広域事務組合は、既設の焼却施設を中継施設としており、現行広域化計画で求められる体制を構築済みである。

以上のポイントを踏まえて焼却施設更新の手順を図示していますが、ここでは省略します。

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の状況

第1節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー

1　ごみの分別区分

ごみの分別区分は、資源、可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、粗大ごみの5分別となっています。

２　ごみ処理フロー

ごみ処理フローを図示していますが、ここでは省略します。

ごみの主な処理・処分方法について説明します。

ごみ処理・資源化方法

可燃ごみの処理・資源化方法は、

「豊川市清掃工場」で焼却、溶融処理、処理により発生するスラグ

メタルは資源化業者に引き渡し又は公共工事利用

飛灰は、（公財）愛知県臨海環境整備センター・三重中央開発株式会社で埋立処分

不燃ごみの処理・資源化方法は、

「豊川市資源化施設（不燃ごみ選別施設）」において可燃性残渣、資源物（雑鉄類・小型家電）、不燃性残渣に分類

可燃性残渣は「豊川市清掃工場」で焼却、溶融処理

資源物（雑鉄類・小型家電）は、資源化業者に引き渡し、資源化

不燃性残渣は、「豊川市一般廃棄物最終処分場」で埋立処分

危険ごみの処理・資源化方法は、

「豊川市処理センター」に集められ品目ごとに分類

ライターは委託業者によるサーマルリサイクル

スプレー缶、乾電池は委託業者に引き渡し、資源化

蛍光管は、処理センター内で粉砕し、水銀を回収した後、水銀体温計と共に委託業者に引き渡し、資源化

粗大ごみの処理・資源化方法は、

「豊川市粗大ごみ受付センター」で、木類、鉄類、小型家電類、毛布類・羽毛布団・布団類に分類

鉄類は、資源化業者に引き渡し、資源化

毛布類、羽毛布団は、資源化業者に引き渡し

木類、布団類は委託先で破砕後、一部資源化し、残渣は「豊川市清掃工場」で焼却、溶融処理

資源の処理・資源化方法は、

紙類、古着・タオル類は、「豊川市資源化施設（古紙古布ストックヤード）」で異物除去後、資源化業者に引き渡し

びん類、金属・缶類は、「豊川市資源化施設（資源選別施設）」で、びん類は色別、金属・缶類は素材別に分類・プレス処理し、資源化業者に引き渡し

ペットボトル、白色トレーは、「豊川市処理センター」で選別した後、ペットボトルは圧縮減容して、水平リサイクル業者で資源化し、白色トレーは減容固化して資源化業者に引き渡し

刈草・剪定枝の処理・資源化方法は、

「豊川市資源化施設（刈草剪定枝破砕堆肥化施設）」で刈草は破砕して堆肥化、剪定枝は破砕してチップ化・堆肥化して市民及び事業者へ配布（チップについては販売）

第2節　ごみ排出量の実績及びごみの性状

1　ごみ排出量の実績

過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）のごみ排出量はこの5年間は徐々に減少しています。家庭系ごみは令和3年度以降、減少傾向を示しています。事業系ごみは令和2・3年度に新型コロナウイルス禍により減少しましたが、令和４年度以降再び増加しています。

家庭系ごみの1人1日当たりの排出量については減少傾向を示しています。

ごみ総排出量、家庭系ごみ排出量をグラフで図示していますが、ここでは省略します。

ごみ排出量の実績を表で示していますが、ここでは省略します。

ごみの性状

ごみの組成分析は、ステーションから直接採取した可燃ごみと不燃ごみを対象に、年1回組成分析調査を行っています。

1　可燃ごみの組成

可燃ごみの調査結果（令和元年度から令和5年度までの平均）を表やグラフで示していますが、ここでは省略します。厨芥類が最も多く、次いでプラスチック製容器包装、その他雑がみの順になっています。

２　不燃ごみの組成

不燃ごみの調査結果（令和元年度から令和5年度までの平均）を表やグラフで示していますが、ここでは省略します。その他のビン･ガラス･陶磁器類が最も多く、家電類、その他プラスチックの順になっています。

第3節 収集運搬

１ 収集運搬体制

（1）家庭系ごみ

収集運搬体制を表で示していますが、ここでは省略します。

（2）事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自ら施設へ搬入するか、許可業者による収集としています。

2　収集運搬量

本市の家庭系ごみ（収集分）を表で示していますが、ここでは省略します。

第4節 中間処理

1　中間処理施設の概要

中間処理施設である豊川市清掃工場、豊川市資源化施設、豊川市処理センター、豊川市粗大ごみ受付センターの概要を表で示していますが、ここでは省略します。

2　中間処理量

中間処理量である焼却処理量、不燃ごみ中間処理量、危険ごみ中間処理量、粗大ごみ中間処理量、資源処理量を表で示していますが、ここでは省略します。

3　資源化量

総資源化量は、委託業者固形燃料化他以外は減少しています。特に金属類と有価物回収の減少傾向が大きくなっています。

資源化率は減少傾向を示しており、令和5年度は23.6パーセントです。

総資源化量について、表と図で示していますが、ここでは省略します。

第5節 最終処分

1.最終処分場の概要

最終処分場である豊川市一般廃棄物深田最終処分場、豊川市一般廃棄物三月田最終処分場、豊川市一般廃棄物金野最終処分場の概要を表で示していますが、ここでは省略します。

2　最終処分量

最終処分量を表で示していますが、ここでは省略します。

第6節 ごみ処理経費

ごみ処理事業経費を表で示していますが、ここでは省略します。

第2章 ごみ処理の評価

第1節 分別区分の評価

環境省の「循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に示されている標準的な分別収集区分と本市の分別収集区分との比較を表で示していますが、ここでは省略します。製品プラスチックはプラスチック資源循環利用促進法の趣旨を踏まえ、分別収集及び分別収集物の再商品化等に必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

第2節 廃棄物処理システムによる比較評価

廃棄物処理の状況を評価するために、処理システム指針の「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に本市の廃棄物処理システムの評価を行います。

比較項目については、1.人口1人1日当たりのごみ総排出量、2.廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）、3.廃棄物のうち最終処分される割合、4.人口１人当たり年間処理経費、5.最終処分減量に要する費用の５項目とします。

本市類似都市の概要を表に、本市と類似都市の比較結果を図に示していますが、ここでは省略します。

評価結果は、本市では1.1人1日当たりのごみ総排出量、4.人口1人当たりの年間処理経費、5.最終処分減量に要する費用については類似都市の平均値と同程度ですが、2.廃棄物からの資源回収率、3.最終処分される割合は良好です。

第3節 数値目標の評価

1.現行計画の数値目標

現行計画の数値目標は、1.令和11年度の1人1日当たりのごみ排出量原単位は、870グラム以下です。このごみ排出量原単位には、家庭系ごみ・事業系ごみ・資源・有価物回収が含まれます。

2.令和11年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量原単位は、500グラム以下です。このごみ排出量原単位は、家庭系ごみから資源収集及び有価物回収を除いています。これは令和6年度の1人1日当たりの可燃ごみは、平成30年度比100グラム削減することです。3.令和11年度の資源化率は、26パーセント以上です。

目標値の達成状況を表で示していますが、ここでは省略します。ほぼ中間目標年度に当たりますが、いずれの指標目標についても目標値の達成には一層の取り組みが必要です。

2．国及び県の数値目標

ここでは第4次循環型社会形成推進基本計画で掲げられている令和7年度の目標値や愛知県廃棄物処理計画などの目標値及び達成状況を表で示していますが、ここでは省略します。

第3章 ごみ処理の課題

１．ごみの排出抑制、資源化に関する課題

可燃ごみの量は減少傾向にありますが、全国の人口規模が同じ自治体の1人1日当たりのごみ排出量と比較すると、若干多くなっています。今後も引き続き排出抑制の取り組みを推進していく必要があります。

資源化量は全体的には減少傾向にあります。容器包装の軽量化やペーパーレス化が進むことにより、資源回収量や有価物回収量が減少する傾向にあります。排出抑制は推進しつつ、資源化可能なものが廃棄されるのを防ぐために分別の徹底を推進するとともに、プラスチック製容器包装やプラスチック製品など新たな分別、資源化の検討が必要です。

生ごみの減量化は食品ロス削減やごみ焼却の効率化等の観点から、広報啓発を図っていく必要があります。

紙媒体で行っていた啓発については本市のDX推進に向けて見直しが必要です。

2．処理・処分施設に関する課題

稼働年数が長い焼却施設については、適正な維持管理と安定稼働に努めつつ、蒲郡市と連携を図りながら広域化計画に基づいた更新を検討していきます。

資源化施設の刈草剪定枝破砕堆肥化施設において、生成する堆肥やチップの販路拡大や搬出先の確保に努めるとともに、当施設の設置趣旨の一つである清掃工場への刈草剪定枝の持ち込み減少を図ります。

3．処理経費等の課題

今後もごみ排出量の減量とごみ処理の効率化に努め、ごみ処理経費の削減に取り組む必要があります。

本市の指定ごみ袋の価格には、ごみ処理経費を含んでいません。今後、国の方針等に鑑み家庭ごみ有料化について検討が必要です。

第4章 ごみ排出量の見込み

第1節 人口推計

１．人口実績

本市の人口、世帯数の推移を表と図で示していますが、ここでは省略します。

2．市による推計及びトレンド推計

市の人口ビジョンにおける人口推計、人口問題研究所人口推計及び過去の実績からトレンド式で推計した結果を図で示していますが、ここでは省略します。

令和12年度の人口推計の結果は、豊川市人口ビジョン（令和元年度改訂版）は約186,166人、人口問題研究所人口推計は182,149人でした。トレンド推計による推計結果の相関が比較的良好であった２次関数式、自然対数式、べき乗式、ロジスティック式では、自然対数式、べき乗式、ロジスティック式の推計人口は若干増加し、いずれも約187,000人、２次関数式は約3,300人減少し、約183,000人でした。

上記の推計式のうち令和12年度の推計結果は最も大きかったのは187,156人（べき乗式）、最少は人口問題研究所人口推計の182,149人でした。

3．将来人口

最大と最小の推計値では5,007人の差があります。そこで、本計画では最大値と最小値の間で中位にある3つの推計値のうち、増加傾向にあるものは実績の推移を考慮すると現実的ではないことから、市将来人口（実績補正）からの推計値を採用します。

目標年度の令和12年度の将来人口は186,166人となり、令和5年度実績から198人の減少となります。本市の将来人口を図で示していますが、ここでは省略します。

第2節 ごみ排出量の推計結果

1．推計方法

ごみ排出量の将来推計は、ごみの排出量の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合のごみ排出量の推計を行い、次に家庭、事業所などにおけるごみ排出量の抑制、再生利用の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ排出量を推計します。

予測手法は、1人1日当たりのごみ排出量を過去の実績からトレンド推計などを用いて将来推計値を予測した上で、将来予測人口を乗じて排出量などを予測します。次に家庭系ごみ、事業系ごみにおける排出抑制や、資源化の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し目標を達成した場合の排出量を推計します。

2．現状のまま推移した場合の推計結果

現状のまま推移した場合のごみ排出量の推計結果を図で示していますが、ここでは省略します。

3．目標値の設定

3-1　目標値の設定

本計画は現行計画の改定計画であり、今後の社会情勢が見通せないため、現行計画の目標値を踏襲し、引き続き目標達成を目指します。1.ごみ排出量原単位、2.家庭系ごみ排出量原単位、3.資源化率の目標を設定します。

1．ごみ排出量原単位

ごみ排出量原単位は、1人1日当たり870グラム以下を目指します。

令和5年度実績（1人1日当たり935グラム）より、1人1日当たり65グラム、7.0パーセントの削減が必要です。

2.家庭系ごみ排出量原単位

家庭系ごみ排出量原単位は、1人1日当たり500グラム以下を目指します。

令和5年度実績（1人1日当たり577グラム）より、1人1日当たり77グラム、13.3パーセントの削減が必要です。

家庭系ごみの排出量原単位の削減をより一層進めていきます。

資源化・減量化については現行計画の令和11年度の目安を参考に令和7年度からの6年間で目標達成のための排出抑制等の原単位を表に示しました。

目標値達成のための排出抑制等の原単位の予測値を説明します。

予測値1　現状のまま推移した場合の家庭系ごみ排出量について、令和12年度の1人1日当たりの排出量は575グラムです。

予測値2-1　家庭系ごみの減量の内、生ごみ（厨芥類）の水分削減による減量について、令和12年度の1人1日当たりの排出量はマイナス18グラムです。

予測値2-2　家庭系ごみの減量の内、食品ロス削減による減量について、令和12年度の1人1日当たりの排出量はマイナス20グラムです。

予測値2-3　家庭系ごみの減量の内、紙類の分別徹底から資源と有価物回収について、令和12年度の1人1日当たりの排出量はマイナス18グラムです。

予測値2-4　家庭系ごみの減量の内、ペットボトルの分別徹底から資源について、令和12年度の1人1日当たりの排出量はマイナス2グラムです。

予測値2-5　家庭系ごみの減量の内、プラスチック類の分別から資源について、令和12年度の1人1日当たりの排出量はマイナス8グラムです。

予測値2-6　家庭系ごみの減量の内、リフューズ、リデュース、リユースの推進による減量について、令和12年度の1人1日当たりの排出量はマイナス9グラムです。

家庭系ごみ排出量原単位の実績及び目標値の推移を図で示していますが、ここでは省略します。

3.資源化率

資源化率は、26パーセント以上を目指します。

将来、紙類の減少に伴い、資源化率も減少すると予測されますが、目標達成を目指します。

資源化率の実績及び目標値の推移を図で示していますが、ここでは省略します。

4.減量目標を達成した場合のごみ排出量の推計結果

新たな施策等を実施し排出抑制・資源化等を行った場合のごみ排出量を図で示していますが、ここでは省略します。

令和12年度に年間59,147トン（1人1日当たり870グラム）となります。令和5年度の年間63,776トン（1人1日当たり935グラム）より、年間4,629トン（1人1日当たり65グラム）の減少となります。

第5章 具体的な取り組み

1、取り組みの体系について

課題の解決と目標達成のために３つの施策に取り組んでいきます。１つ目は 4Rを推進し、資源化とごみ減量を進めるための取り組みとして、リフューズ（断る）・リデュース（減らす）の推進（食品ロス削減推進計画）、リユース（再使用）の推進、リサイクル（再生利用）の推進をします。２つめは、ごみを適正に処理するための取り組みとして、適正なごみ処理の推進、ごみ処理体制の維持・充実をします。3つ目は、環境学習の推進の取り組みとして環境学習の推進をします。

国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、日本でも具体的に取り組む項目の中に、循環型社会の形成、食品廃棄物の削減や活用等が含まれています。

本市としても世界や国の動きを見据えながら、SDGsに向かって貢献できるように努めるとともに、上位計画である本市の総合計画基本計画や環境基本計画の趣旨に沿った取り組みを推進します。ごみ処理基本計画に関係するSDGsの目標は、目標１２の「つくる責任、つかう責任」、ターゲットは「持続可能な生産と消費」です。SDGsロゴマーク」の説明、目標12「つくる責任つかう責任」を構成する11個のターゲットの説明は、ここでは省略します。

２、4Rを推進し、資源化とごみ減量を進めるための取り組みについて詳しく説明します。

１つ目はリフューズ（断る）・リデュース（減らす）の推進です。

取組1として食品ロス削減の推進（食品ロス削減推進計画）について

2019年10月に施行した「食品ロス削減推進法」では、食品ロスを削減していくための基本的な視点として、2つの視点が明記されています。

視点1は、国民各層がそれぞれの立場において主体的に、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されているという課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと。

視点2は、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、可能な限り食品として活用するようにしていくこと。

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。日本では令和4年度に国民1人1日あたり約103グラムの食品を捨てています（推計値）。

国では、食品ロスにおける、市民、事業者、行政に求められる役割と行動を示しているほか、愛知県では、愛知県食品ロス削減推進計画を2021年度に策定し、2026年度までに県民1人当たり20グラム程度の削減と、食品ロス問題を認知して削減に取り組む県民の割合を82.6パーセントから2026年度85パーセントとする目標を設定しています。

さらに、SDGsの目標12「つくる責任つかう責任」では、2030年までに世界の食品ロスを半減させることがターゲットとして定められています。

「日本の食品ロスの状況（令和4年度推計値）」を説明します。

日本の「食品ロス量」は、約472万トンです。

その内、事業系食品ロス量は約236万トン、家庭系食品ロス量は約236万トンです。

国民1人当たり食品ロス量は、1日約103グラムです。おにぎり約1個のご飯の量（約110グラム）に近い量になります。

年間では約38キログラムです。

出典先は、農林水産省ウェブサイトからです。

「市民、事業者、行政に求められる役割と行動」を説明します。

1、市民（消費者）に求められる役割については「日々の生活の中でできることを一人ひとりが考え、行動に移す」です。

市民（消費者）に求められる行動については

買い物の前に家にある食材をチェック

定期的な冷蔵庫内の在庫管理

食卓に上げる料理は食べきれる量に

外食時は食べきれる量を注文

宴会時の3010運動の実践

食べ残した場合は自己責任の範囲で持ち帰り

2、事業者（関連事業者）に求められる役割については「事業活動による食品ロスを把握、商慣習を含め見直しに取り組む」です。

事業者（関連事業者）に求められる行動については

規格外や未利用の農林水産物の有効活用

賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長

納品期限（3分の1ルール）の緩和

季節商品（恵方巻きなど）の予約販売等

値引き・ポイント付与等による売りきり

外食での小盛りメニュー等の導入

持ち帰りへの対応

3、行政に求められる役割については「消費者等への普及啓発、食品関連事業者等の取組への支援、情報の収集・提供、未利用食品を提供するための活動の支援などを実施」です。

行政に求められる行動については

食品ロス削減の施策の推進

災害時備蓄食料の有効利用

主催イベントでの食品ロス削減

参照先は、「食品ロス削減ガイドブック 令和6（2024）年度版 消費者庁」です。

「愛知県の目標（愛知県食品ロス削減推進計画）」について説明します。

食品ロス削減に関する国の目標を踏まえ、2つの目標を設定し、取組を推進します。

1、食品ロスの削減目標

食品ロス発生量について、2000年度の参考値は825,000トン、2019年度の現状は480,000トン、2026年度の目標は433,000トン、2030年度の将来目標は413,000トンです。

食品ロス発生量のうち、家庭系は、2000年度の参考値は356,000トン、2019年度の現状は215,000トン、2026年度の目標は189,000トン、2030年度の将来目標は178,000トンです。

食品ロス発生量のうち、事業系は、2000年度の参考値は469,000トン、2019年度の現状は265,000トン、2026年度の目標は244,000トン、2030年度の将来目標は235,000トンです。

目標達成に必要な削減量は1人1日あたり、約20グラムでミニトマト1個分に相当します。

国の目標の2030年度までに2000年度比で半減、から設定しています。

2、県民意識の目標

「食品ロス問題を認知して削減に取り組む県民の割合」を2020年度の82.6パーセントから、2026年度は85パーセントへ向けて取り組みます。

参考として国の目標は、2020年度の76.6パーセントから、2025年度は80パーセントとなっています。

令和3年度から令和5年度までに本市で実施した家庭系可燃ごみ組成分析の結果は可燃ごみの32.7パーセントが「厨芥類」（生ごみ）で、食品ロスと定義される未利用食品（直接廃棄）や食べ残し等が11.5パーセントを占めています。「食品ロス」を減らすことは「生ごみ」の減量につながるだけでなく、CO2削減など環境負荷の低減にもつながるため、国や県とともに、食品ロスの削減に取り組む必要があります。本市の可燃ごみ厨芥類の組成分析結果を円グラフで説明していますが、ここでは省略します。

「本市の可燃ごみ厨芥類の組成分析結果（令和3年度から令和5年度までの平均）」のうち、

「厨芥類」（生ごみ）は３２．７パーセントで、その内訳は、未利用食品が5.4パーセント、食べ残し、開封済み食品が6.1パーセント、調理くずなどが21.2パーセントです。

「食品ロス削減の目標値」について

国の第四次循環型社会形成推進基本計画及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針では、平成12年（2000年）度比で令和12年（2030年）度までに食品ロス量を半減させるという目標が設定されています。

この目標は、国内の食品ロス量を統計年の平成29年度から目標年である令和12年度までの14年間で約20パーセント削減させることとなるため、本市においては、同様の方法で算出し、令和7から12年度までの6年間で令和3から5年度までの実績平均の4,222トンから10パーセント削減を目標とし3,800トンとします。

「令和12年度の家庭系可燃ごみに対する食品ロス量は、10パーセント削減」です。

令和3年度から令和5年度までの実績平均は4,222トンであり、令和12年度に目標の3,800トンにするには、10パーセントの削減が必要です。

令和3から5年度までの家庭系可燃ごみ実績平均36,716トンのうち、食品ロス量11.5パーセントは4,222トンとなり、食品ロス量のうち10パーセント（422トン）を削減し、3,800トンを目指します。

取組１‐１、「とよかわ食品ロス・トリプルゼロ」の実施

「とよかわ食品ロス・トリプルゼロ」を市民に継続して啓発し、食品ロス削減の意識向上と取り組み推進を図ります。内容について。

1、ゼロを意識します。毎月10日・20日・30日は冷蔵庫の中身をチェックします。

2、ゼロを実施します。食べ残し・直接廃棄・過剰除去のゼロを実施します。

3、ゼロを心掛けます。買いすぎ・作りすぎ・注文しすぎのゼロを心掛けます。

食べ残しの意味は、「食卓にのぼった食品で、食べきらずに廃棄されたもの」です。

直接廃棄の意味は、「賞味期限切れ等により使用、提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの」です。

過剰除去の意味は、「厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分」です。

取組１‐２、企業等との協働による「食品ロス削減」啓発事業の実施

企業等が行う「食品ロスの削減」の取り組みを広く啓発するため、企業等との協働による支援を行います。

「株式会社セブンイレブン・ジャパンとの取り組み例」について、小学生向け出張授業等、手前どりポップ作成、端材、規格外の食材を利用した商品開発を行います。

イベント・広報などにおける食品ロス削減啓発活動について、毎年5月に開催されるおいでん祭にPRブースを出展します。

毎年10月の食品ロス削減月間に合わせ、中央図書館ロビーにてPRコーナー「図書館コラボ」を開設します。

市広報や豊川商工会議所会報、民間フリーペーパーなどへ啓発記事を掲載します。

取組2、「生ごみひとしぼり運動」の実施

生ごみの「水切り」の取り組みを推進するため、水切り方法や水切りグッズの配布、紹介など、「生ごみひとしぼり運動」を実施します。

取組3、生ごみ処理機購入の補助

生ごみ処理機(電動式)、生ごみ消滅容器キエーロの購入時の補助制度を実施します。

取組4、事業系ごみ減量マニュアルによる啓発

具体的なごみ減量の取り組みや事業系ごみの適正処理の方法を記載した、「事業系ごみ 分け方・出し方マニュアル」を事業者に配布し、事業系ごみの減量や適正処理について周知します。

取組5、ごみ減量に取り組む企業宣言制度の検討

ごみ減量やリサイクル推進に取り組む企業の宣言制度などを検討します。

リユース（再使用）の推進について

取組1、地域情報サイト「ジモティー」の利用啓発

市民のリユース促進を図るため、令和５年度より使用可能な家財や子ども用品等を地域の中で必要な方に譲り渡す取り組みについて「株式会社ジモティー」と「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結しました。市民によるジモティー活用促進のための啓発を継続して実施します。

取組2、粗大ごみから再使用可能な良品を選別し、ジモティーへ出品

収集した粗大ごみの中から使用可能な品をジモティーに無償で出品しており、継続して実施します。

取組3、子育て応援「リユース市」の開催

家庭で不要となった子ども用、古着等を持ち寄ってもらい希望者へ提供する子育て応援「リユース市」を年1回もしくは隔年1回開催します。

リサイクル（再生利用）の推進について

取組1、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックの資源化に向けた情報収集・研究

令和４年４月に施行したプラスチック資源循環促進法を踏まえ、既に資源として分別収集し再資源化しているペットボトルと白色トレーを除いた廃プラスチック類について、最適な再資源化手法の情報収集、研究を行います。

取組2、行政による資源の分別収集の実施と再生利用の推進

新たな資源回収項目の選定や、事業活動と連携した資源収集手法について調査研究を行います。

取組3、一般家庭からの廃食用油回収の推進

家庭からの廃食用油を回収し、環境にやさしいバイオディーゼル燃料化を継続します。

取組4、小型家電リサイクルの推進

不燃ごみに含まれる小型廃家電類（パソコン含む）のピックアップ回収、小型家電回収ボックスへの投入促進などにより、希少金属の有効利用の促進を図るとともに、認定事業者による小型家電の回収についての情報も提供します。

取組5、ペットボトル水平リサイクルの実施

資源として回収しているペットボトルの水平リサイクルを令和５年度より実施しています。これを継続するとともに市民への分別及びキャップとラベル剥がしの周知を徹底します。

取組6、有価物回収事業補助金制度の実施

有価物回収事業補助金制度により市民団体による有価物回収を促進します。

取組7、雑がみ回収の推進

雑がみ回収袋をイベント等で配布し、可燃ごみに混入する雑がみの分別を促進します。

取組8、刈草・剪定枝リサイクル堆肥・チップの活用

刈草・剪定枝から生成する堆肥（土壌改良材）やチップについて、市民や事業者に農地や酪農資材などでの利用をさらに促進し、利用先と販路先の調査や拡大を図ります。

取組9、リサイクルに取り組む企業との連携

事業活動においてリサイクルに取り組む企業との情報共有を積極的に行い、本市のリサイクル施策との連携や分担について検討します。

３、ごみを適正に処理する取り組みについてです。

適正なごみ処理の推進

取組1、ごみカレンダー、資源・ごみ分別アプリ「さんあーる」の多言語化の実施をします。

ごみの分別方法や収集日などの情報を提供するごみカレンダーや、スマートフォン用アプリケーション「さんあーる」の多言語化を推進し、ごみ分別に対する理解と協力を外国籍市民に求めます。

取組2、違反ごみ取り残しによる排出者への注意

ステーションに排出された違反ごみについては、排出者に認識を改めてもらうために取り残しを行うとともに、その理由がわかるように表示を行います。違反ごみ排出者にはマナー改善のための指導を行います。

取組3、市民の利便性向上のため、ごみや資源の受入施設の開場日時の統一化の検討

取組4、ごみ運搬車両の有料貸出し

粗大ごみ等を運搬する手段のない市民に対し、運搬車両（軽トラック）を有料で貸し出しています。また、車両の予約についてインターネット予約できる環境を整備し、さらなる利便性の向上を図ります。

取組5、粗大ごみ戸別収集の実施

粗大ごみの戸別収集を有料で実施します。

取組6、あんしん訪問収集の実施

ごみ排出が困難な高齢の方や、障がいのある方で、自力でごみを出すことができない方に対して引き続き訪問収集を実施します。

取組7、資源等持ち去り及びポイ捨て防止のため、監視パトロールの実施

資源等抜き取りやポイ捨てを防止するため監視パトロールを行い、発見した違反者に対して指導、勧告を行います。なお、命令に従わなかった場合には過料、罰金を科します。

取組8、不法投棄防止のためのパトロール実施と、県や事業者と連携した監視体制の維持

取組9、事業系ごみの適正な処理について指導・啓発

不適正処理が認められた場合は、事業者を指導するほか、「事業系ごみ 分け方・出し方マニュアル」を活用して適正処理について周知啓発します。

取組10、事業系持込ごみの検査の実施

ごみを清掃工場へ搬入する事業者に対して、清掃工場にて搬入物調査を実施するとともに、指導、啓発を行うことで資源化可能物や産業廃棄物の混入を防止し、ごみの減量及び適正な処理を推進します。

取組11、ごみの有料化の検討

人件費等の高騰などにより、ごみ処理費が増額となっているほか、ごみの減量化、排出者負担による公平性から、引き続き検討します。

取組12、ごみ処理手数料の適正化

ごみ処理に係る施設利用手数料などについて、施設維持や事業継続のため、コストに見合う適正な費用負担について検討を進めます。

取組13、「清掃の日」の取り組みの推進

町内会、市内事業所の協力を得るとともに、ホームページ等で広く市民に「清掃の日」の周知を図り、市内の環境美化活動に取り組みます。

ごみ処理体制の維持・充実について

取組1、ごみ処理施設の適正な維持管理の継続

ごみ処理施設の適正な維持管理を実施し、廃棄物を適正に処理します。

取組2、東三河ごみ焼却施設広域化計画に基づく施設統合に向けた蒲郡市との調整

取組3、小規模処分場の早期廃止

小規模の不燃ごみ金野処分場については、優先的に埋め立てを行い、早期に埋め立てを終了させます。水処理を適正に行い埋立地が安定し次第、廃止手続きを進めます。

取組4、焼却施設におけるバイオマスコークス利用の検討

焼却施設（ガス化溶融炉）におけるバイオマスコークス利用を検討するため、コスト、安定供給、炉の運転管理など課題の抽出を行います。

バイオマスコークスとは、「植物等のバイオマス材を原料としており燃焼させても全体収支では実質的にシーオーツーを増加させないカーボンニュートラルに資する燃料」です。

４、環境学習の推進の取り組みについて

環境学習の推進

取組1、環境学習講座の開催

4R推進の意義や必要性をPRし、特にごみの発生抑制を重要課題とした講座を開催します。

取組2、ごみ分別説明会、ごみ減量化出前講座の開催

子どもから大人まであらゆる世代に対し、ごみ分別説明会やごみ減量等の問題に関する出前講座を開催します。

取組3、清掃工場、資源化施設など施設見学の実施

ごみ処理施設等の見学を通じて、ごみの発生抑制、再生利用の必要性について考え、行動するきっかけの場を提供します。

取組4、小学校へのごみ副読本配布

ごみの発生量、分別、処理方法などを説明した冊子を作成し、小学校での環境教育に用いる教材として提供します。

第6章 ごみ処理の基本計画

第1節 分別計画

家庭系ごみの分別区分は基本的に現状どおりとしますが、製品プラスチック及びプラスチック製容器包装からなるプラスチック類の分別収集については、引き続き実施に向けた検討を行います。

「分別区分」について説明します。

分別区分、可燃ごみについて、主な品目は、生ごみ、プラスチック類、草・木、破れ･汚れ･臭いのある衣類、皮革・ゴム製品、発泡スチロールなどです。

分別区分、不燃ごみについて、主な品目は、ガラス・陶器・刃物、白熱・ＬＥＤ電球、小型家電製品などです。

分別区分、危険ごみについて、主な品目は、スプレー缶、ライター、蛍光管、水銀体温計、乾電池です。

分別区分、金属・カン類（資源）について、主な品目は、飲料用スチール缶・アルミ缶、なべ、フライパン、金属キャップ・ふた、針金ハンガーなどです。

分別区分、ビン類（資源）について、主な品目は、飲料・食品・化粧品用ビンです。

分別区分、紙類（資源）について、主な品目は、新聞紙、段ボール、紙パック、雑誌・広告・雑がみです。

分別区分、古着・タオル類（資源）について、主な品目は、古着、タオルです。

分別区分、ペットボトル（資源）について、主な品目は、ペットボトルです。

分別区分、白色トレー（資源）について、主な品目は、白色食品トレーです。

分別区分、粗大ごみについて、主な品目は、机、タンス、ソファ、自転車、大型家電、ゴルフクラブ、風呂のふたなどです。

刈草・剪定枝の直接搬入については、分別持ち込みとなります。

第2節 収集・運搬計画

1、家庭系ごみ収集運搬計画

「家庭系ごみ収集運搬の現状と将来計画」を説明します。

収集対象物について、現状は、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ（収集は戸別収集のみ）・資源・危険ごみです。将来計画は、資源収集項目の増加を図り、施設、処理体制に応じた分類の見直しは随時行っていきます。

収集主体について、現状は、可燃ごみ・危険ごみは直営・委託、その他は委託です。将来計画は、現状を維持します。

収集方法について、現状は、ステーション収集（粗大を除く）、可燃ごみ・不燃ごみは指定ごみ袋使用です。将来計画は、現状を維持します。

収集頻度について、現状は、可燃ごみは週2回、不燃ごみは月2回、粗大ごみは戸別収集、資源は週1回、危険ごみは月2回です。将来計画は、現状を維持します。

危険ごみについては、一部地域では収集頻度が異なります。

在宅医療廃棄物については、拠点回収を行っています。

2、事業系ごみ収集運搬計画

「事業系ごみ収集運搬の現状と将来計画」を説明します。

受入対象物について、現状は、事業系一般廃棄物です。将来計画は、現状を維持します。

収集主体について、現状は、排出者自身もしくは一般廃棄物収集運搬業許可業者です。将来計画は、現状を維持します。

収集方法について、現状は、排出者自身もしくは一般廃棄物収集運搬業許可業者による指定施設への搬入（ステーション排出不可）です。将来計画は、現状を維持します。

3、収集運搬量

収集運搬量（家庭系）の将来計画値、直接搬入量（家庭系）の将来計画値について

「収集運搬量（家庭系）の現状と将来計画値」を説明します。実績値は令和5年度、計画値は令和12年度とします。

可燃ごみについて、実績値は35,597トン、計画値は30,374トンです。

不燃ごみについて、実績値は629トン、計画値は612トンです。

危険ごみについて、実績値は100トン、計画値は68トンです。

資源について、実績値は6,722トン、計画値は7,679トンです。

粗大ごみについて、実績値は25トン、計画値は27トンです。

「 直接搬入量（家庭系）の現状と将来計画値」を説明します。実績値は令和5年度、計画値は令和12年度とします。

可燃ごみについて、実績値は343トン、計画値は272トンです。

不燃ごみについて、実績値は46トン、計画値は68トンです。

危険ごみについて、実績値は0トン、計画値は0トンです。

資源について、実績値は179トン、計画値は136トンです。

粗大ごみについて、実績値は2,607トン、計画値は2,582トンです。

第3節 中間処理計画

1、中間処理計画

現状及び将来のごみ中間処理については、ごみの分類ごとに説明します。

「可燃ごみの中間処理の現状と将来計画」を説明します。

現状は、清掃工場において焼却・溶融処理、施設は2系列4炉体制です。将来計画は、現状を維持します。

「燃ごみの中間処理の現状と将来計画」を説明します。

現状は、資源化施設において、不燃ごみから可燃物及び資源（金属・カン類）、小型家電を選別し、残渣を最終処分場で埋立処分をしています。将来計画は、現状を維持します。

「粗大ごみの中間処理の現状と将来計画」を説明します。

現状は、粗大ごみ受付センターで鉄類、小型家電、木類、布団類の4分別実施しています。木類、布団類は委託先で破砕後、一部資源化し、残渣は清掃工場で焼却・溶融処理をしています。鉄類、小型家電は資源化業者へ引き渡しています。将来計画は、現状を維持します。

「資源の中間処理の現状と将来計画」を説明します。

紙類、古着・タオルについて、現状は資源化施設（古紙古布ストックヤード）で保管（一部は直接回収業者の施設へ持ち込み）しています。将来計画は、現状を維持します。

金属・カン類、ビン類について、現状は資源化施設（資源選別施設）において処理しています。金属・カン類は手選別及び磁力選別、ビン類は手選別しています。将来計画は、現状を維持します。

ペットボトル、白色トレーについて、現状は処理センターにおいて処理しています。ペットボトルは、選別・減容・梱包、白色トレーは選別・減容・固形化しています。将来計画は、現状を維持します。

刈草・剪定枝について、現状は資源化施設（破砕堆肥化施設）において処理しています。刈草は堆肥化、剪定枝はチップ化しています。将来計画は、現状を維持します。

プラスチック類について、現状は可燃ごみとして収集し、焼却処理しています。将来計画は、資源化を検討します。

「危険ごみの中間処理の現状と将来計画」を説明します。

現状は、5品目に分別しています。蛍光管は破砕、水銀分離処理、その他の品目は委託先へ引き渡しています。将来計画は、現状を維持します。

2、中間処理量

各施設における処理量の将来計画値は以下のとおりです。

（1）焼却施設での処理量の計画値

「焼却施設処理量の現状と将来計画値」を説明します。実績値は令和5年度、将来計画値は令和12年度とします。

焼却処理量について、実績値は53,068トン、計画値は47,376トンです。

焼却処理量のうち、可燃ごみについて、

実績値は51,677トン、計画値は45,935トンです。

不燃選別可燃物について、実績値は223トン、計画値は216トンです。

破砕処理施設残渣について、実績値は1,168トン、計画値は1,225トンです。

処理後の発生物について、実績値は6,729トン、計画値は5,843トンです。

処理後の発生物のうち、スラグについて、実績値は4,389トン、計画値は3,751トンです。

メタルについて、実績値は579トン、計画値は516トンです。

飛灰について、実績値は1,761トン、計画値は1,576トンです。

（2）不燃ごみ、粗大ごみ、資源、危険ごみの処理量の計画値

資源化施設、処理センター、粗大ごみ中間処理施設での不燃ごみ、粗大ごみ、資源、危険ごみの処理量（一部取扱量）の将来計画値について。

「不燃ごみ処理量の現状と将来計画値」を説明します。実績値は令和5年度、計画値は令和12年度とします。

不燃ごみ量について、実績値は682トン、計画値は687トンです。

不燃ごみ量のうち、

直接埋立について、実績値は36トン、計画値は36トンです。

選別について、実績値は646トン、計画値は651トンです。

処理後の発生物について、実績値は646トン、計画値は651トンです。

処理後の発生物のうち、

金属類（小型家電を含む）について、実績値は123トン、計画値は143トンです。

可燃物について、実績値は223トン、計画値は216トンです。

選別残渣について、実績値は300トン、計画値は292トンです。

不燃埋立量について、実績値は36トン、計画値は36トンです。

「粗大ごみ中間処理量（取扱量）の現状と将来計画値」を説明します。実績値は令和5年度、計画値は令和12年度とします。

粗大ごみ量について、実績値は2,649トン、計画値は2,627トンです。

粗大ごみ量のうち、

鉄類（小型家電含む）について、実績値は615トン、計画値は663トンです。

木類（畳含む）について、実績値は1,649トン、計画値は1,606トンです。

布団類について、実績値は375トン、計画値は376トンです。

その他について、実績値は10トン、計画値は12トンです。

処理後の発生物について、実績値は1,481トン、計画値は1,402トンです。

処理後の発生物のうち、資源化鉄類（小型家電を含む）について、実績値は615トン、計画値は633トンです。

資源化（委託業者固形燃料化他）について、実績値は854トン、計画値は755トンです。

資源化（委託業者羽毛リサイクル等）について、実績値は2トン、計画値は3トンです。

その他について、実績値は10トン、計画値は11トンです。

残渣焼却処理について、実績値は1,168トン、計画値は1,225トンです。

「 資源処理量（一部取扱量）の現状と将来計画値」を説明します。実績値は令和5年度、計画値は令和12年度とします。

資源収集量について、実績値は7,969トン、計画値は8,947トンです。

資源収集量内の中間処理について、実績値は3,361トン、計画値は4,021トンです。

中間処理のうち、金属・缶類について、実績値は505トン、計画値は499トンです。

ビン類について、実績値は959トン、計画値は947トンです。

ペットボトルについて、実績値は627トン、計画値は743トンです。

白色トレーについて、実績値は23トン、計画値は20トンです。

プラスチック類について、実績値は資源として処理されておらず、計画値は544トンです。

刈草・剪定枝について、実績値は1,247トン、計画値は1,268トンです。

資源収集量内の直接資源化について、実績値は4,608トン、計画値は4,926トンです。

紙類について、実績値は4,416トン、計画値は4,736トンです。

古着について、実績値は181トン、計画値は179トンです。

廃食油について、実績値は11トン、計画値は11トンです。

処理後の発生物について、実績値は1,020トン、計画値は1,051トンです。

その内、

資源化（チップ・堆肥）について、実績値は982トン、計画値は1,015トンです。

資源不可ビン類（埋立）について、実績値は38トン、計画値は36トンです。

「危険ごみ中間処理量（一部取扱量）の現状と将来計画値」を説明します。実績値は令和5年度、計画値は令和12年度とします。

危険ごみ量について、実績値は100トン、計画値は68トンです。

その内、

スプレー缶について、実績値は49トン、計画値は31トンです。

ライターについて、実績値は3トン、計画値は2トンです。

乾電池について、実績値は30トン、計画値は25トンです。

蛍光灯・体温計について、実績値は18トン、計画値は10トンです。

ここで資源化率を整理します。

「リサイクル率の現状と将来計画値」を説明します。実績値は令和5年度、計画値は令和12年度とします。

スラグについて、実績値は4,389トン、計画値は3,751トンです。

メタルについて、実績値は579トン、計画値は516トンです。

資源化不燃ごみ内の金属類（小型家電を含む）について、実績値は123トン、計画値は143トンです。

危険ごみについて、実績値は97トン、計画値は66トンです。

資源化粗大ごみのうち、資源化鉄類（小型家電を含む）について、実績値は615トン、計画値は633トンです。

資源化（委託業者固形燃料化他）について、実績値は854トン、計画値は755トンです。

資源化（委託業者羽毛リサイクル等）について、実績値は2トン、計画値は3トンです。

その他について、実績値は10トン、計画値は11トンです。

資源収集量（刈草・剪定枝除く）について、実績値は6,722トン、計画値は7,679トンです。

資源化（チップ・堆肥）について、実績値は982トン、計画値は1,015トンです。

資源不可びん類（埋立）について、実績値はマイナス38トン、計画値はマイナス36トンです。

有価物回収量について、実績値は699トン、計画値は883トンです。

合計（総資源化量）について、実績値は15,034トン、計画値は15,419トンです。

資源化率について、実績値は23.6パーセント、計画値は26.1パーセントです。

総排出量について、実績値は63,776トン、計画値は59,147トンです。

第4節 最終処分計画

1、最終処分計画

不燃ごみと焼却灰（飛灰）の最終処分の将来計画について。

「不燃ごみの最終処分の現状と将来計画」を説明します。

現状は、深田最終処分場、三月田最終処分場、金野最終処分場で埋立処分しています。将来計画は、金野最終処分場を優先的に埋立ます。

「焼却灰（飛灰）の最終処分の現状と将来計画」を説明します。

現状は、公益財団法人愛知臨海環境整備センター、三重中央開発株式会社へ埋立処分委託し、最終処分しています。将来計画は、現状を維持します。

2、最終処分量

「最終処分量の現状と将来計画値」を説明します。実績値は令和5年度、計画値は令和12年度とします。

最終処分量について、実績値は2,135トン、計画値は1,940トンです。

その内、直接埋立について、実績値は36トン、計画値は36トンです。

不燃ごみ選別残渣について、実績値は300トン、計画値は292トンです。

びん残渣について、実績値は38トン、計画値は36トンです。

焼却施設飛灰について、実績値は1,761トン、計画値は1,576トンです。

第5節 ごみの処理施設の整備に関する事項

１、焼却施設整備

清掃工場は、東三河ごみ焼却施設広域化計画による施設の整備計画があります。この計画は本市A棟ストーカ炉と蒲郡市の流動床炉を統合し新設するものです。ただし、それぞれの焼却施設の建設年度や使用状況の違いから各設備機器の更新時期が異なり、施設廃止までの耐用年数が異なることから各施設の耐用年数を勘案した中で建設時期を定めていくこととしています。

2、その他の中間処理施設整備

不燃ごみの選別施設、資源（金属・カン類、ビン類）の選別施設、刈草・剪定枝の破砕堆肥化施設及び古紙古布ストックヤードは平成29年3月から稼働しており、新たな施設整備の計画はありません。

粗大ごみ受付センターについては、建物の老朽化が進んでいるため、改修・建て替えの検討が必要です。

3、最終処分場整備

不燃ごみ最終処分場については、現状の設備を利用するものとし、新たな施設整備は行わない計画とします。

焼却灰の最終処分場については、現在委託処分しており現状を継続し、施設整備は行わない計画とします。

第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1、市で取り扱わない一般廃棄物

市で収集及び処理が危険なもの、困難なもの及び廃棄物関係法令などにより指定されている特別管理一般廃棄物と適正処理困難物については一部を除き今後も市では直接取り扱いをしないものとします。

現在、市では収集（処理）しないごみ、法令により指定されている特別管理一般廃棄物と適正処理困難物について、説明します。

これらの品目については、市民へ周知を徹底するとともに、適正な処理ルートの確保とその情報提供に努めていきます。

「市で収集（処理）しないごみ」を説明します。

自動車、オートバイ及びその部品

船舶

農業用機械

FRP製品

業務用電化製品

タイヤ、ホイール（自動車及びオートバイ用）

バッテリー（車両用）

ピアノ

耐火金庫

廃油

廃酸、廃アルカリ

薬品類（農薬、劇薬）

毒物

火薬

塗料

腐敗性の液状廃棄物

建築廃材、構造物解体廃棄物

コンクリート製品

レンガ

石膏ボード

大型木材（太さ30センチを超えるもの）

プロパンガスボンベ

消火器

農業用ビニール

汚泥

庭石、石塔、石柱、その他石製品

「処理困難物」を説明します。

廃棄物処理法第2条第3項の規定に基づき指定されている特別管理一般廃棄物について

PCBを使用した部品をもつ、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ

ダイオキシン類含有物

ばいじん

感染性一般廃棄物(医療機関で排出されるもの)

廃棄物処理法第6条の3の規定に基づき指定されている適正処理困難物について

廃ゴムタイヤ

廃テレビジョン受信機(25型以上)

廃電気冷蔵庫(250リットル以上)

廃スプリングマットレス

廃エアコンディショナー・廃テレビジョン受信機・廃テレビジョン受信機(25型以上)・廃電気冷蔵庫(250リットル以上) については、家電リサイクル法対象品目であるエアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、販売店での引取りを原則としますが、家庭から排出されるものに限り、所定のリサイクル券と運搬料金の負担で粗大ごみ受付センターにて受け取り可能としています。

廃スプリングマットレスについては、廃スプリングマットレスについては粗大ごみとして受け取り可能としています。

2、災害廃棄物対策

大規模地震や風水害等の災害が発生した際には、一時的に大量の廃棄物が発生するため、「豊川市災害廃棄物処理計画」及び「豊川市地域防災計画」に基づき、がれき等の災害廃棄物を処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の維持に努めます。

3、不法投棄対策・不適正処理対策

不法投棄やポイ捨ては地域の景観、良好な地域環境を損ない、周囲に悪影響を及ぼすものです。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄が重大な犯罪であることを大きくPRするとともに、不法投棄監視パトロールの実施、監視カメラ等の設置を継続し、地域住民、事業者とも協力しながら投棄されにくい環境づくりを進めます。

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 基本方針

本計画は、生活排水処理の重要性を認識し適正に処理するために、公共下水道区域内の地域については接続を推進し、上記区域外の地域については、浄化槽（合併処理浄化槽）（以下「浄化槽」という。）の設置を推進します。公共下水道への接続、浄化槽の設置にあたっては、住民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行い、住民協力のもと進めていくことにより、身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとします。

生活排水処理対策の基本は、適正に処理を行うことであり、処理施設の整備及び適正処理に関する啓発を行っていくこととします。

また、「SDGs（持続可能な開発目標）」においても、水質環境保全に係る目標も設定されており、社会全体での取り組みも進められています。

生活排水処理の基本方針は、以下のとおりとします。

基本方針1　整備区域内の接続率の向上

公共下水道の整備区域内においては、早期の接続のために啓発活動を行います。

基本方針2　汲取り、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の浄化槽への転換の推進

公共下水道計画区域外での浄化槽設置を推進するために、地域住民に対して汲取り便槽、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）（以下「みなし浄化槽」という。）から浄化槽への転換の呼びかけを行います。

基本方針3　浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽設置世帯への定期的な点検の実施に関する周知啓発を行います。

基本方針4　処理施設の適正管理

処理施設においては、各設備の点検整備を計画的に行い、施設の適正処理を継続します。

第2章 生活排水処理の現況

第1節 生活排水処理の体系

本市におけるし尿・生活雑排水の処理・処分体系について説明します。

汲取り便槽の世帯から発生するし尿は、豊川市処理場で適正に処理しています。

みなし浄化槽、浄化槽を設置している世帯では、各浄化槽で処理後、浄化槽汚泥はし尿処理施設へ搬入され適正に処理されています。

公共下水道へ接続している世帯では、終末処理場において適切に処理されています。

「生活排水処理体系フロー」を説明します。

一般家庭及び事業所より、し尿と生活排水、また、し尿の単独処理地域では、し尿と生活排水は別々に処理等が行われます。

し尿プラス生活排水では、公共下水道と農業集落排水処理施設、浄化槽と分かれており、これにみなし浄化槽を加えたものが水洗便所となります。

公共下水道については、終末処理場（豊川浄化センター）で処理され、処理後に海域（三河湾）へ流れます。

農業集落排水処理施設については、処理水は河川等へ放流、浄化槽汚泥については、し尿等下水道投入施設（豊川市処理場）で処理されます。

浄化槽について、処理水は河川等へ放流、浄化槽汚泥については、し尿等下水道投入施設（豊川市処理場）で処理されます。

みなし浄化槽について、処理水は河川等へ放流、浄化槽汚泥についてはし尿等下水道投入施設（豊川市処理場）で処理されます。

し尿の単独処理地域でのし尿について、みなし浄化槽と汲み取り便槽に分かれます。汲み取り便槽は、し尿等下水道投入施設（豊川市処理場）で処理されます。

し尿の単独処理地域での生活排水について、未処理水として河川等へ放流されます。

し尿等下水道投入施設（豊川市処理場）については、処理後、公共下水道へと流れ、終末処理場（豊川浄化センター）で処理され、処理後に海域（三河湾）へ流れます。

第2節 生活排水の排出状況

1、処理形態別人口

本市における過去10年間の処理形態別人口は令和5年度時点で、計画処理区域内人口186,364 人のうち、177,718人の生活排水が公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽により適正に処理されています。

令和5年度の生活排水処理率は95.4パーセントとなっています。

本市における平成２５年から令和５年までの「処理形態別人口の実績」について、ここでは説明は省略します。

本市における平成２５年から令和５年までの「処理形態別人口の推移」について、ここでは説明は省略します。

2、し尿及び浄化槽汚泥

「し尿及び浄化槽汚泥量の実績」を説明します。

し尿及び浄化槽汚泥量1　し尿について、令和元年度は1,246キロリットル、令和2年度は1,184キロリットル、令和3年度は1,140キロリットル、令和4年度は1,071キロリットル、令和5年度は906キロリットルでした。

し尿及び浄化槽汚泥量2　みなし浄化槽汚泥について、令和元年度は7,035キロリットル、令和2年度は6,528キロリットル、令和3年度は6,352キロリットル、令和4年度は6,093キロリットル、令和5年度は5,822キロリットルでした。

し尿及び浄化槽汚泥量3　浄化槽汚泥について、令和元年度は12,734キロリットル、令和2年度は12,347キロリットル、令和3年度は12,430キロリットル、令和4年度は12,683キロリットル、令和5年度は12,646キロリットルでした。

し尿及び浄化槽汚泥量の合計について、令和元年度は21,015キロリットル、令和2年度は20,059キロリットル、令和3年度は19,922キロリットル、令和4年度は19,847キロリットル、令和5年度は19,374キロリットルでした。

3、生活排水処理の処理主体

「生活排水の処理主体」を説明します。

処理施設の種類のうち、公共下水道について、生活排水の種類は、し尿及び生活雑排水、処理主体は豊川市です。

農業集落排水施設について、生活排水の種類は、し尿及び生活雑排水、処理主体は豊川市です。

浄化槽について、生活排水の種類は、し尿及び生活雑排水、処理主体は個人等です。

みなし浄化槽について、生活排水の種類は、し尿、処理主体は個人等です。

し尿処理施設について、生活排水の種類は、し尿及び浄化槽汚泥、処理主体は豊川市です。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 計画の目標

本計画における目標値を以下のように設定します。基本方針に沿って、本市の実情に適合した生活排水処理施設の整備を推進し、生活排水処理率97パーセント以上の目標達成を目指すものとします。

令和12年度の生活排水処理率の目標は、97パーセント以上です。

第2節 生活排水処理施設の計画

1、公共下水道

（1）現状と課題

公共下水道は都市に欠くことのできない施設として、国土交通省や県の補助金を受けて市町村が建設する下水道で、主として人口の集中している区域の下水道整備を行うものです。

本市では、豊川流域関連公共下水道として昭和47年度に諏訪地区の整備から着手し、現在、第10次拡張計画に沿って整備を進めています。

「流域下水道処理施設概要」を説明します。

名称は、豊川浄化センターです。

計画区域は、豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市です。

供用開始年月は、昭和55年12月です。

令和5年度末時点での処理面積は、5,378 ヘクタールです。

令和5年度末時点での接続人口は、227,144人です。

令和5年度末時点での1日当たりの処理水量は、91,879立方メートルです。

資料は「公益財団法人　愛知水と緑の公社」です。

「公共下水道の整備状況」を説明します。

人口普及率について、人口普及とは行政区域内で下水道を利用できる区域の人口割合（供用開始区域内人口を行政区域内人口で割った人口）であり、整備状況は、令和3年度は86.9パーセント、令和4年度は87.2パーセント、令和5年度は87.7パーセントでした。

供用開始区域面積について、供用開始区域面積とは供用を開始した区域の面積であり、整備状況は令和3年度3,428 ヘクタール、令和4年度3,455 ヘクタール、令和5年度は3,468 ヘクタールでした。

供用開始区域内人口について、供用開始区域内人口とは供用を開始した区域の人口であり、整備状況は、令和3年度161,952人、令和4年度162,399人、令和5年度は163,134人でした。

出典は「豊川市公共下水道事業の概要」です。

（2）今後の計画

下水道の未整備地区の整備を進めるとともに、整備区域内の未接続世帯に対して速やかな接続を指導する必要があります。

公共下水道の「整備計画人口」を説明します。

流域関連公共下水道について、令和12年度末整備計画人口は150,533人です。

流域関連特定環境保全公共下水道について、令和12年度末整備計画人口は22,597人です。

出典は「令和3年度　豊川市汚水適正処理構想」です。

（3）施策

下水道区域内で下水道の整備が終了し、供用が可能な地域については早急に下水道へ接続するように指導していきます。また、下水道接続などに関する融資斡旋制度の活用について周知を図ります。

2、農業集落排水施設

（1）現状と課題

農業集落排水施設は、農業用排水の水質保全などを図り、合わせて公共用水域の水質保全に寄与するものとして農業集落におけるし尿及び生活雑排水の汚水を処理する施設で、農業振興地域内の農業集落を対象に整備したものです。

本市では、正岡処理区を始め4処理区において供用しています。

「農業集落排水施設の概要」を説明します。

1、正岡処理区について、処理区域は正岡町・行明町の一部・柑子町の一部であり、処理面積は26ヘクタール、供用開始年度は平成7年6月1日、処理方式は接触ばっ気方式、計画人口は720人、日平均汚水量は194立方メートルです。

2、千両処理区について、処理区域は千両町であり、処理面積は65ヘクタール、供用開始年度は平成14年6月1日、処理方式は連続流入間欠ばっ気方式、計画人口は1,380人、日平均汚水量は373立方メートルです。

3、一宮東部処理区について、処理区域は江島町であり、処理面積は23ヘクタール、供用開始年度は平成12年6月1日、処理方式は鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式、計画人口は750人、日平均汚水量は203立方メートルです。

4、一宮西部処理区について、処理区域は足山田町・西原町・大木町の一部であり、処理面積は48ヘクタール、供用開始年度は平成17年3月1日、処理方式は鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式、計画人口は1,080人、日平均汚水量は292立方メートルです。

出典は「豊川市農業集落排水事業の概要」です。

（2）今後の計画

今後においては、広域化・共同化の取り組みとして、施設の統廃合に伴う整備を実施します。

（3）施策

現在管理している施設においては、今後も公共用水域の水質保全を図るため、適正な維持管理を実施します。

3、浄化槽

（1）現状と課題

近年、公共用水域の水質汚濁負荷量は生活系、特に生活雑排水の占める割合が大きくなっており、し尿及び生活雑排水を合わせて処理する浄化槽が水質汚濁防止の有効な対策として注目されるようになりました。

浄化槽の設置を促進するために、昭和62年度から国庫補助制度（現在は環境省所管の循環型社会形成推進交付金制度）が施行されており、現在、本市では浄化槽設置支援事業を行い、浄化槽への転換設置時の設置費用の一部を補助しています。

なお、本市の浄化槽設置支援事業の対象地区は次の区域を除く全地区としています。

［下水道法（昭和33 年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域、農業集落排水事業区域、その他市長が指定する区域］

（2）今後の計画

今後、国、県などの支援の動向を踏まえ、国、県の交付金制度を積極的に活用し、下水道などの集合処理施設整備事業区域外の地域において浄化槽への転換の普及、促進を図っていきます。

（3）施策

施策1　下水道事業の計画区域外及び農業集落排水事業の計画区域外、あるいはこれらの処理施設が整備されるまでに相当の期間を要する区域や、集落を形成しておらず集合処理が困難な地域については、浄化槽の設置を促進していくものとします。

施策2　汲取り便槽やみなし浄化槽から浄化槽へ転換設置する際の補助制度について周知を図ります。

施策3　既に浄化槽を使用している世帯に対しては、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定検査の実施について、周知徹底を図っていきます。

第4章 生活排水処理区域及び人口等

生活排水の処理区域は、本市の行政区域全域とし、そのうち集合処理区域は、公共下水道及び農業集落排水施設により処理を行います。それ以外の区域は個別処理区域とし、浄化槽での処理を推進します。

将来の生活排水処理率は、公共下水道の整備や、浄化槽への転換により、令和12年度で97.7パーセントとなる見込みです。

「処理形態別人口の推移」を説明します。

計画処理区域内人口は行政区域内人口です。また、令和元年度以降の人口は、ごみ処理基本計画の「人口の将来予測」で採用した将来人口を用いて推計しています。実績値は令和5年度、推計値として目標年度は令和12年度とします。

計画処理区域内人口について、実績は186,364人であり、推計値は186,166人です。

計画処理区域内人口のうち、水洗化・生活雑排水処理人口について、実績は177,718人であり、推計値は181,829人です。

コミュニティ・プラントについて、実績は0人であり、推計値も0人です。

浄化槽について、実績は22,736人であり、推計値は24,857人です。

下水道について、実績は152,311人であり、推計値は154,313人です。

農業集落排水施設について、実績は2,671人であり、推計値は2,660人です。

計画処理区域内人口のうち、水洗化・生活雑排水未処理人口　（みなし浄化槽）について、実績は7,455人であり、推計値は3,734人です。

計画処理区域内人口のうち、非水洗化人口について、実績は1,191人であり、推計値は602人です。

し尿収集人口について実績は1,191人であり、推計値は602人です。

自家処理人口について、実績は0人であり、推計値も0人です。

生活排水処理率（汚水衛生処理率） について、実績は95.4パーセントであり、推計値は97.7パーセントです。

「処理形態別人口の推移」について図で示していますが、ここでは説明を省略します。

第5章 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

第1節 収集・運搬計画

計画収集区域は本市の全域とし、収集運搬体制は、現状と同様に許可業者による収集・運搬とします。

第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

今後も現状と同様に、豊川市処理場にて継続処理を行うものとします。

下水道放流方式に変更したことにより処理施設を簡素化しましたが、将来、減少していく処理量等を踏まえた適正な維持管理に努めていきます。

「し尿処理施設の概要」を説明します。

名称は、豊川市処理場です。

計画区域は、豊川市です。

供用開始年月は、平成12年3月です。

下水道への放流開始は、平成31年3月です。

処理能力は、1日に73キロリットルです。うち、し尿は1日に4.6キロリットル、浄化槽汚泥は1日に68.4キロリットル処理します。

処理方法は、前処理・前脱水・希釈放流方式です。

し尿量・浄化槽汚泥量は、公共下水道への接続の普及及び浄化槽への転換により減少する見込みです。「し尿及び浄化槽汚泥の排出量」を説明します。

実績は令和5年度、将来のし尿等の排出量は、計画値を令和12年度としています。

し尿及び浄化槽汚泥量のうち、浄化槽汚泥について、実績は12,646キロリットルであり、計画値は12,052キロリットルです。

みなし浄化槽汚泥について、実績は5,822キロリットルであり、計画値は2,726キロリットルです。

し尿について、実績は906キロリットルであり、計画値は483キロリットルです。

し尿及び浄化槽汚泥量の合計について、実績は19,374キロリットルであり、計画値は15,261キロリットルです。

「し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推移」について、ここでは説明を省略します。

第3節 その他の計画

1、住民に対する広報・啓発活動

自らが生活する周辺の側溝や水路などの身近な水環境のみならず、河川や海などを含めた地域全般の水環境に関心をもってもらうことが重要です。

そのためには以下に示す事項等を広報、啓発していくことが必要です。

住民が排出する生活排水のうち、台所や風呂場からの排水（生活雑排水）が汚濁の一つの要因となっていること。

身近な水路や河川の水質保全には家庭内や地域での取組みにより、生活雑排水による汚濁を削減することが重要であること。

家庭での発生源対策としての具体的な取組み

取組1、排水中に食物残渣等の混入を防ぐため、三角コーナーには、さらに目の細かい水切り袋、ろ紙袋等をかぶせるなど、固形物の排水中への混入の防止。

取組2、廃食用油は油固化剤により固める、キッチンペーパー等に吸い込ませるなど、直接排水の防止。

2、本市における実践活動の取組み

（1）パンフレットやポスターの作成と配布

水質汚濁の現状とその原因を図や表等で示し、住民の意識啓発の向上に努めます。

（2）出前講座の開催

台所からの排水による水質汚濁等の問題を認識してもらうため、パックテストによる簡易な実験を体験し、水を汚さない工夫について、子どもが学ぶ機会を提供します。

豊川市一般廃棄物処理基本計画

（令和7年度から令和12年度まで）

令和7年　月発行

〒442-8601　豊川市諏訪１丁目１番地

豊川市　産業環境部　清掃事業課

電話： （0533）89-2166

ファックス： （0533）89-2197

E-mail seiso@city.toyokawa.lg.jp